

事務所通信



平成30年8月号 (広告)
2018年8月発行
三宅税理士法人
代表社員 三宅孝治
(中国税理士会 倉敷支部会員)
倉敷市中島2370番地14
TEL 086-466-1255
FAX 086-466-1288
第135号
発行担当者：宮田 裕子

連日厳しい暑さが続いています。夏バテされていないでしょうか。今年の暑さは気象庁も「命に危険があるような暑さ」と緊急会見を開くほどです。熱中症で救急搬送された人の数も例年を上回っているようです。屋外だけでなく屋内にいても、さらには冷房の効いた部屋でも熱中症の危険があるとのことなので、こまめな水分補給と塩分補給、適度な休憩をとりながら、体調に気をつけて過ごしたいものです。

今月のテーマ：社会保険料の計算

毎月給与から天引きされている健康保険・厚生年金（以下：社会保険料）。給与が上がれば社会保険料も上がる、なんとなくは分かっているけどどのように計算されているか、その仕組みを知っている人は意外と少ないかもしれません。今月のテーマは知っているようで知らない社会保険料の計算についてです。

【標準報酬月額】

毎月の社会保険料は**標準報酬月額**によって決まります。標準報酬月額とは社会保険料の計算の基礎になるもので、4月・5月・6月の3ヶ月に支払われた給与の平均を標準報酬月額表にあてはめて決定されます。この標準報酬月額を決定するための手続きを算定基礎届といい、毎年7月10日までに管轄の年金事務所へ提出しなければなりません。決定された標準報酬月額はその年の9月分から翌年の8月分の給与まで適用されます。例えば3ヶ月の給与の平均が215,000円の人であれば標準報酬月額は**220,000円**となります。《表1》

【標準報酬月額決定通知書】

8月中旬～9月上旬ごろに年金事務所から標準報酬月額決定通知書が届きます。標準報酬月額決定通知書にはそれぞれの標準報酬月額が記載されていますので、保険料率を乗じて給与から天引きする社会保険料を算出します。

【介護保険料】～

40歳以上65歳未満の方は介護保険第2号被保険者に該当し、通常健康保険料に加え介護保険料を天引きすることになります。介護保険については特別な手続きは不要で、40歳になれば自動的に第2号被保険者となります。40歳になる従業員の方がいる場合、忘れず40歳の誕生日から介護保険料を天引きする必要があります。ちなみに65歳以上の方については介護保険第1号被保険者となり年金からの天引きとなりますので、65歳になる従業員の方がいる場合は誕生日から介護保険料を天引きしないように注意が必要です。

【社会保険料の計算】

社会保険料の算出には標準報酬月額に保険料率を乗じて算出する方法と、保険料額表にあてはめて算出する方法があります。ここからは保険料額表を使用して算出する方法を見ていきましょう。

例：標準報酬月額220,000円、40歳未満（介護保険第2号被保険者に該当しない）の場合
標準報酬月額220,000の行と介護保険第2号被保険者に該当しない場合の折半額 ^{注1}の列の**交わる欄の金額**《表2》
標準報酬月額220,000の行と厚生年金保険料の折半額の列の**交わる欄の金額**《表2》
11,165.0円 + 20,130.00円 = 社会保険料額 31,295円（小数点以下は四捨五入）

^{注1} 社会保険料は会社と従業員で折半となります
上記で算出した社会保険料を給与から天引きします。天引きした社会保険料は会社負担分と併せて翌月末に年金事務所へ支払います。

《表2》

標準報酬		全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料 (厚生年金基金加入員を除く)	
		介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般、坑内員・船員	
等級	月額	10.15%		11.72%		18.300%	
		全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
1	58,000	5,887.0	2,943.5	6,797.6	3,398.8		
2	68,000	6,902.0	3,451.0	7,969.6	3,984.8	16,104.00	8,052.00
17(14)	200,000	20,300.0	10,150.0	23,440.0	11,720.0	36,600.00	18,300.00
18(15)	220,000	22,330.0	11,165.0	25,784.0	12,892.0	40,260.00	20,130.00
19(16)	240,000	24,360.0	12,180.0	28,128.0	14,064.0	43,920.00	21,960.00

【保険料率の改定】

毎年3月に健康保険、9月に厚生年金の保険料率の改定があります。給与から天引きする社会保険料も変更になりますので注意が必要です。

～この度の西日本豪雨により被害を受けた皆様方に、心からお見舞い申し上げます～

災害により被害を受けた場合には、所定の届出等により以下のような申告・納税等に係る税制上の措置を受けられる可能性がありますので、当法人へご相談下さいませ。

(1) 所轄税務署

・申告・納付等の期限の延長

下記の指定地域に納税地のある方（法人を含む）について、国税に関する法律に基づく申告、請求、届出及びその他の書類の提出並びに納付等の期限が延長されました。

都道府県名	指定地域
岡山県	岡山市（北区・東区）、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡（府中町・海田町・熊野町・坂町）
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市、大洲市、西予市

・延長される期限

平成30年7月5日以後に到来する国税の申告・納税等の期限について自動的に延長されることとなりました。

申告・納付等の期限をいつまで延長するかについては、今後、被災者の状況に配慮して検討されるようです。

指定地域以外に納税地のある方でも、今回の豪雨により被災された方については、所轄の税務署長に個別に申請することにより申告・納税等の延長を受けられる場合がありますので、当法人へご相談下さいませ。

・所得税の全部又は一部の軽減

災害により、住宅や家財などに損害を受けたときは、以下のいずれか有利な方法で、所得税の全部又は一部の軽減を受けられる場合があります。

- 所得税法に定める雑損控除の方法
- 災害減免法に定める税金の軽減免除の方法

・相続税・贈与税の免除又は軽減

相続又は贈与により取得した財産について、災害により被害をうけたときは、相続税・贈与税の免除又は軽減を受けられる場合があります。

(2) 岡山県

・申告・納付等の期限の延長

国税に準じて、岡山市（北区・東区）、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、矢掛町に納税地のある方を対象に、平成30年7月5日以後に到来する県税の申告・納付等の期限が延長されました。

・減免

被災した自動車が、以下に該当する場合は自動車税又は自動車取得税の減額又は還付を受けられる場合があります。

廃車した場合又は修繕費5万円以上（保険金補填後）かかった場合

被災により廃車した自動車の代わりに自動車を取得した場合

取得してから1カ月以内の自動車が被災により廃車した場合

その他不動産取得税や個人事業税の減免措置

(3) 各市町村

・申告・納付等の期限の延長

倉敷市、総社市、岡山市はそれぞれの定める指定地域 ^{注2}に住所、納税地のある方について市税の申告・納期等の期限が延長されました。 ^{注2} 指定地域については各市町村へお問い合わせ下さい。

上記3市以外にも被災地域に納税地のある方を対象に、申告・納付の期限が延長されている市町村があります。詳しくは申告先の市町村へお問い合わせ下さい。



< Visionのご案内 >

毎月開催中の**経営計画書作成セミナー：Vision**

今月の開催日は**8月9日(木)**です。

経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、

年に一度、当事務所において頂き、

経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。

まだ参加された事のない方、

開催日	対象者	申込期限
8月9日(木)	7・8・9・10月決算法人様	8月3日(金)
9月13日(木)	8・9・10・11月決算法人様	9月4日(火)
10月11日(木)	9・10・11・12月決算法人様	10月5日(金)

夏季休暇のお知らせ

8月11日(土)～8月15日(水)まで、夏季休暇を頂きます。ご迷惑をお掛け致しますが、宜しく願い致します。

< 8月のカレンダー >

9	木	*経営計画書作成セミナー：Vision
10	金	*7月分源泉所得税・住民税の納付期限
31	金	*6月決算法人の確定申告及び納付期限
		*12月決算法人の中間申告及び納付期限
		*個人事業主の消費税の中間申告及び納付期限
		*消費税(4期)の納付期限 (年税額400万円超の3・9月決算法人)

